

第 2 5 号議案

東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 東京都台東区保育所における保育等に関する条例（昭和
62年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第51条第3号に規定する」を「第56条
第3項の規定により」に改める。

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同表備
考を次のように改める。

備考

1 この表における所得税課税額は、所得税法（昭和40
年法律第33号）第2条第1項第34号の2、第34号
の3及び第34号の4並びに第84条第1項の規定にか
かわらず、所得税法等の一部を改正する法律（平成22
年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第
2条第1項第34号の2及び第34号の3並びに第84
条第1項の規定の例により算定した額とする。

2 3歳児又は3歳未満児として保育所における保育を行
った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなし
てこの表を適用する。

別表第2中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第3中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表備
考を次のように改める。

備考

1 この表における所得税課税額は、所得税法第2条第1

項第34号の2、第34号の3及び第34号の4並びに第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第34号の3並びに第84条第1項の規定の例により算定した額とする。

- 2 3歳児又は3歳未満児として保育所における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

第2条 東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 1 この表における所得割課税額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の例により算定した額とする。
- 2 この表における所得税課税額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の2、第34号の3及び第34号の4並びに第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第34号の3並びに第84条第1項の規定の例により算定した額とする。

- 3 3歳児又は3歳未満児として保育所における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第3備考を次のように改める。

備考

- 1 この表における所得割課税額は、地方税法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の例により算定した額とする。
- 2 この表における所得税課税額は、所得税法第2条第1項第34号の2、第34号の3及び第34号の4並びに第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第34号の3並びに第84条第1項の規定の例により算定した額とする。
- 3 3歳児又は3歳未満児として保育所における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中第4条第1項の改正規定、別表第1の改正規定(「第3条関係」を「第4条関係」に改める部分に限る。)、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定(「第4条関係」を「第5条関係」

に改める部分に限る。)は公布の日から、第 2 条及び付則第 3 項の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の東京都台東区保育所における保育等に関する条例別表第 1 及び別表第 3 の規定は、平成 2 4 年 4 月以後の月分に係る保育料及び延長保育料について適用し、同年 3 月以前の月分の保育料及び延長保育料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の東京都台東区保育所における保育等に関する条例別表第 1 及び別表第 3 の規定は、平成 2 5 年 4 月以後の月分に係る保育料及び延長保育料について適用し、同年 3 月以前の月分の保育料及び延長保育料については、なお従前の例による。